

金沢駅前

めがねOO 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Sep. 2025 vol.149

9月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務／MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント／税務セカンドオピニオン

Topic

秋の兆し

9月に入っても日中は夏のような暑さが続いているが、朝晩にはほんのり涼しい風を感じることも増えました。耳を澄ませば、マツムシやコオロギの鳴き声が夜風に乗って届き、まだ暑い日々の中にも少しずつ秋の気配が混じっています。彼らは人が近づくと気配を感じて鳴き止んでしまうので、その姿を見ることはなかなかできませんが、離れた所から、そこにいるのだなと思いながら耳だけを感じるのもいいものですね。虫の音をはじめとした自然の音に触れる時間は、ちょっとしたリフレッシュにもおすすめです。何かと気ぜわしい現代ではありますが、ほんの少し季節を感じる余白を取り入れて、心身ともに健やかに過ごしていきましょう。





今月はココを
チェック！

めがね税理士の厳選税務



インボイス制度に関するQ&A②

国税庁から公表されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（インボイス制度に関するQ&A）」が令和7年6月に改訂されました。すでに公表されていた「多く寄せられるご質問」の内容が追加されており、また、既存の間に注意点等が追記されているものもあります。先月に引き続き特に参考になるQ&Aをご紹介します。

1 適格請求書の交付に当たっての期間制限について

質問



適格簡易請求書をレジにて代金を収受する際にレシートの形式で交付しておりますが、後日、レシートを亡失したとして、顧客から再交付を求められことがあります。使用しているレジシステムでは、90日間しかレシートの再発行ができないのですが、その期間を過ぎた場合はどうしたらよいでしょうか。

回答

改めてレシートを交付する義務はありません。



- 適格請求書発行事業者は、取引の相手方からの求めに応じて適格請求書を交付する義務が生じます。
- 商品販売時に適格請求書を交付しているのであれば、**一義的にはその時点で交付義務を果たしている**ことになりますので、**後日交付を求められた際に改めて交付義務が生じることはありません。**
- したがって、一定期間後にレジシステムによる再交付ができなくなったとしても、**消費税法上は何らかの対応が求められるものではありません。**



適格請求書を相手方に交付していない場合

適格簡易請求書を相手方に**一度も交付していない場合**には、レジシステムの仕様等により一定期間しか発行できないとしても、そのことをもって**交付義務が免除されることはありません**。当該相手方から具体的な取引記録が示され、適格簡易請求書を交付すべき事情があると認められる場合には、手書きによるなど何らかの対応を行う必要があります。

適格請求書を相手方が受け取らなかった場合

適格簡易請求書を交付しようとしたものの相手方が受け取らなかったため、物理的な「交付」ができなかった場合は、**交付したことをとして差し支えありません**。

MUKAI NEWS!

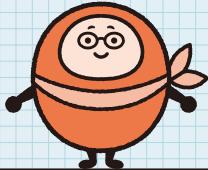
新事務所の上棟式を執り行いました

むかいアドバイザリーグループの山本です。皆さんにご報告がございます。実はこの秋、弊所は新たな場所へ移転する運びとなりました！新たなスタートに向けて、先日、上棟式を執り行いました。当日は餅まきも実施し、笑いあふれる和やかなひとときとなりました。それと同時に、これから始まる新しいステージへの期待と緊張感が感じられる、特別な一日となりました。現在は引っ越しに向けてスタッフ一丸となり準備を進めています。新しい事務所では、今まで以上に働きやすい環境を整えるとともに、お客様にも親しんでいただける場所を目指しています。新事務所の完成が、今からとても楽しみです！



むーマンの相続相談室

テーマ：相続について考えるきっかけづくりとして



回答者 むーマン

相続で困っている人たち
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

お悩み
解決！

Question

最近ちょっと体調を崩してしまって…。もし突然自分に万が一のことがあったらと思うと、相続について漠然とした不安を感じるようになってきました。何か簡単にできることから始めたいのですが…。



むーマン

それは大切な気づきですね。ご自身がお元気なうちに「もしも」に備えて考えることは安心にもつながります。まずはエンディングノートで想いや希望について整理してみてはいかがでしょうか？



太郎さん

エンディングノートってよく聞きますけど、遺言書とはどう違うのでしょうか？



太郎さん



むーマン

遺言書は、法的な効力があり、財産の分け方などを確定できます。一方、エンディングノートは、法的な効力はありませんが、ご自身の想いや希望を家族に伝えるための大切なツールです。財産の一覧、葬儀の希望、延命治療の有無、ペットのお世話のことなど、幅広く自由に書けます。最近は特に、デジタル資産も整理が必要です。ネット銀行や証券口座、クレジットカード、電子マネー、ポイント、さらにはSNSや写真データ、仮想通貨などは、家族が存在を知らなければ、手続きができず失われてしまうことがあります。



太郎さん

なるほど。エンディングノートなら気軽に始められそうですね。



むーマン

たとえば「長男に家を継いでほしい」といった想いを理由とともに残しておけば、遺産分割での誤解や争いを防ぐ助けになります。また、財産の全体像をまとめておくことで、相続税の申告など期限がある手続きをスムーズに進めることにも役立ちます。特にデジタル資産は、紙の通帳や証券とは違って目に見えない分、記録しておかないと存在自体が分からなくなってしまいます。エンディングノートは、ご自身の想いや希望を考えるきっかけになります。そして「財産の分け方をきちんと決めたい」と思われたら、遺言書の作成も検討すると良いでしょう。遺言書は形式や書き方に注意が必要ですので、その際は専門家に相談されることをおすすめします。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託



0120-779-155

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「世の宝」

明智左馬介光春は、堀監物に城を完全に包囲された際、城内の秘蔵の名器を城外に下ろし、「私人の物ではなく天下の宝」として相手に託した。この行動は、命の危険が迫る状況でも私心にとらわれず、公の立場で判断し、処置を誤らなかった光春の姿勢を示している。彼は、名器の価値を一代に限らず世に長く残すことを願い、火中に滅することは国の損失と考えた。現代においても、日々の仕事や役割もまた世の宝と捉え、私利私欲に左右されず全うすることが大切である。光春のふるまいは、公と私をわきまえ、責任を持って行動する姿勢の模範であり、使命や仕事に誇りをもって取り組むことの重要性を教えてくれるものである。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただいております。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の対策を打ちたい



経営改善について客観的なアドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

編集・発行



代表者／税理士・行政書士 向 智大

代表者／税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00～18:00 (平日・土日祝)

11月4日より新事務所：〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号

つねに むかいに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています